

議員提案

議員提案第1号

標茶町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正の必要性が生じたため提案されたものです。

具体的に今まで「懲役」であった文言を「拘禁刑」に改めました。

議員提案第2号

標茶町財政健全化調査特別委員会の設置

令和7年度予算については、財政調整基金、備荒資金のほか、関係条例を改正し、各特定目的基金の充当範囲を拡大することにより財源不足を補う措置が取られています。

新年度予算を組むにあたり、大きな財源不足が生じたためこのような措置が取

られたことから、今後良質な行政サービスの提供を維持するとともに、財政基盤強化の取り組みを継続していくことは急務であります。

よって、議会は、「標茶町財政健全化調査特別委員会」を設置し、これらの課題に取り組むことにしました。

第1回臨時会

(1月15日)

議案第1号

一般職の給与に関する条例の一部改正

人事院は民間給与が引き上げとなったことから、国家公務員の給与を引き上げることを勧告しました。

それに準じて本町役場職員給与も引き上げる内容の条例の一部改正を提案しました。内容は、若年層に特に重点を置きつつ、すべての職員を対象に全給料表の改正を提案しました。

期末勤勉手当について

は、6月、12月合わせて10%の引き上げ、また、寒冷地手当も引き上げとなりました。寒冷地手当は、扶養親族のある職員については、2万6380円を2万9400円に、その他の世帯主である職員は、1万4580円を1万6200円に、その他の職員は、1万3400円を1万1500円に改めるものです。

議案第2号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

議案第1号同様、特別職の期末手当は、6月、12月併せて10%の引き上げとする内容が提案されました。

この一部改正案は、反対もありましたが、賛成多数で可決されました。

※特別職とは、町長、副町長、教育長です。

議案第3号

一般会計補正予算

1億6230万2千円の追加
1億6230万2千円を追加し、これにより歳入歳出予算総額は122億7145万4千円となりました。

主な事業は次の通りです。

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金3200万円を物価高騰等による国の決定に基づき、令和6年度住民税非課税世帯（本町約1000世帯）に対し、1世帯あたり3万円及びこども1人あたり2万円（18歳以下1000人分）の加算を給付するものです。

・報償品（商品券）

4140万円
一人6千円の商品券
6900人分

・人事院勧告に準じた一般職員、特別職のベラスアップ分。

・病院事業会計補助金

5903万2千円

特別会計

給与改定が主なものです。

議案第4号

介護保険特別会計補正予算

介護保険事業

193万2千円の追加

介護サービス事業

160万7千円の減額

企業会計

給与改定が主なものです。

議案第5号

病院事業会計

5867万4千円の追加

議案第6号

水道事業会計

156万3千円の減額

議案第7号

下水道事業会計

197万8千円の追加

総務経済委員会 所管事務調査報告書

◆調査日時

令和6年11月15日
令和7年1月10日
令和7年2月13日

◆調査事項

塘路・茅沼地区の地域振興の現状と課題について

◆調査の経過と内容

提示された資料に基づき説明を受け質疑を行った。及び塘路・茅沼地区施設の視察と説明を受けた。

【主な説明内容】

現在、町内3か所でお試し暮らし事業が行われている。

令和5年度は17組延べ35名が延べ日数264日間利用。うち塘路地区では12組延べ27名が170日間利用。

令和6年度（11月5日現

在）は16組延べ43名が利用。うち塘路地区では13組延べ38名が203日間利用。移住政策については塘路地区未利用地、7筆を移住者向けに販売。移住応援給付金・移住促進住宅を設定し、道外での移住相談会やメディア広告で発信している。塘路地区の利便性向上のため出前商店街を実施。塘路にあるニタイ・トを視察。来場者の動向、年間を通してのイベントについて説明を受ける。茅沼にあるぼん・ぼんゆを視察。来客動向や今後の展望について説明を受ける。

◆委員会の所見

塘路・茅沼地区における住環境・観光資源の潜在価値を改めて認識する。

塘路地区における移住推進を図っているところだが、自然に囲まれた緑豊かな生活を送られる場所として最適である。本町市街地までは、車で25分程度と距離はあるが、その分釧路市・たんちよう空港までのアクセスが良い。その反面、塘路地区に日用品を購入できない商店がなく生活サイクルに工夫を要する。

近くにはニタイ・ト、カヌー施設、キャンプ場、展望台があり、観光客も散見される。特にニタイ・トの展示物は標茶の歴史を知ろうと非常に価値があると再認識する。しかし、ニタイ・トが出来て以降、元標茶集治監の建物が利用されておらず、歴史的価値を鑑みて展示物を設置し見学できるようにすべきである。茅沼地区においては、昨年ぼん・ぼんゆが営業を開始したところである。著名

な建築家・デザイナーの助力により、自然に溶け込んだ癒しの空間が来客者を迎え入れている。日帰り入浴も利用でき、町民は700円で利用できる。

新しい宿泊施設には標茶の観光の将来を期待するところである。しかし、継続的な観光振興を考えるうえで、宿泊施設単体での集客には限界があると感じる。標茶の自然を生かした展望スポットや、観光客が利用できるカヌー、ボート乗りの整備、林道を生かした乗馬体験など、持続的な観光産業の推進・観光資源の整備が必要である。そのためには町内業者を交え、ビジネスとして成立するスキームを組み立てていく作業が必要である。

昨今、少子高齢化・人口減少が大きな課題となっており、塘路・茅沼地区も例外ではない。しかし、塘路・茅沼地区には歴史的価値や豊富な自然環境があり、魅力あるエリアと認識するところである。今後の振興施

策によつては人口増加・観光拠点としての確立が期待できる。

そのためには、塘路・茅沼地区の移住政策においては、宣伝広告におけるイメージ戦略の徹底、受け入れ態勢のシームレス化。観光産業においては、地元商工団体をはじめとする各団体・企業と連携し、明確なビジョンをもとに、インフラ整備、イベント、宣伝広告に注力していく必要がある。



ぼん・ぼんゆ

厚生文教委員会 所管事務調査報告書

◆調査日時・調査場所

調査日時

令和6年10月25日

午後2時～

調査場所

虹別地区学童保育所

標茶地区学童保育所

調査日時

令和6年10月30日

午後2時～

調査場所

塘路地区学童保育所

調査日時

令和6年11月25日

午後2時～

調査場所

中茶安別地区学童保育所

磯分内地区学童保育所

調査日時

令和7年2月3日

午前10時～

調査場所

議員室

◆調査事項

学童保育の現状と課題について

◆調査の経過と内容

本町学童保育は、充実した児童福祉の一つとして運営されてきた。

保育内容は基本的には次の内容である。

(1) 健康の管理及び安全の確保

(2) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の育成

(3) 活動状況の把握とその状況に対する家庭への連絡

(4) その他児童の健全育成に必要な事項

◆各学童保育所の視察と主な説明

本町には5か所の学童保育所がある。各学童保育所の視察を行い指導員や保健福祉課からの説明を受けた。

本町の学童保育所には全児童数の約28%の児童が登録されている。

録されていて、児童の健全育成になくてはならない存在となっている。

学童保育の設置は町で行っているが、運営は登録児童の保護者で構成されている各地区運営委員会が行っている。

平成15年度までは、各学童保育所の運営資金は、一律町の補助金78万円であり、そのため、標茶地区の例では、保護者の負担が当時6000円であったが、平成16年度からは国や道の補助金を活用することとなったため、おやつ代のみ月1000円と大きく負担減となった。中には保護者負担が無料のところもある。

各地区の学童保育所には、事故・災害についてのマニュアルが備えられ、児童の安全対策も完備している。

◆委員会の所見

公立民営といった委託契約の形をとっているが、基本的には町が責任を持つべきである。

きで、児童福祉の一環として積極的にかわりを持つべきである。

各地区の保育内容に違いがあるが、地域の特性を生かした内容であると考えられる。

設置場所については、できるだけ通いやすいところが良いと考える。市街地の学童保育所は、近くに公園などがあり児童の活動に良いと思うが、児童館と併設していることや雨の日など建物狭いのではないかと考える。また、市街地以外の学童保育所は、地域の行事などがあると使えないなど課題がある。また、学童保育所と児童館とは目的も対象も違うので分離することが望ましい。

各地区の学童保育所の情報交換、研修を含め交流、懇談を運営委員会、町、指導員の三者で持つことも必要であると考ええる。

有資格者の養成に力を入れるべきである。加算も付くので町が研修費用の負担をするべきである。また、

指導員の不足も大きな課題であり、処遇改善も含めて検討すべきである。

各地区学童保育所から町に対して、「保護者を交えたイベントに行事バスをさらに利用したい」「エアコンを設置してほしい」などの要望があった。行事バスの利用などは、各地区合同の利用があってもよいと考える。町は希望を尊重してほしい。

各地区の保護者負担については子育て支援に係る各種費用が無償化されていることから無償とし、必要経費については町が負担すべきと考える。



磯分内学童保育